

瀕死の憲法第9条

1947年5月3日日本国憲法施行。1950年8月警察予備隊、1952年10月保安隊、1954年7月に自衛隊が発足。 1980 年海上自衛隊が環太平洋合同演習参加。1991 年ペルシャ湾に掃海部隊派遣、1992 年 PKO 協力法成立、 自衛隊カンボジア派遣。2014年7月集団的自衛権の行使容認閣議決定。2015年9月安保法制(戦争法)成立。 そして・・・。

ほんとうの共生社会をめざして 指宿昭一さんに聞く……2 第 49 回衆議院選挙の結果と当面の課題…………7 被爆 77 周年、原水禁運動の課題を考える………4 本の紹介 「靖國神社と聖戦史観」……………8 COP26と問われる日本の石炭火力の方針……6

インタビュー・シリーズ:173

見て見ぬふりをしない、ほんとうの共生社会をめざして

弁護士 指宿昭一さんに聞く

いぶすき しょういちさんプロフィール

1961 年神奈川県生まれ。1985 年筑波大学比較文化学類卒業。2007 年弁護士登録。同年、暁法律事務所を設立。日本労働弁護団常任幹事・東京支部事務局(元事務局長)、外国人技能実習生問題弁護士連絡会共同代表、外国人労働者弁護団代表。著書に『使い捨て外国人 人権なき移民国家、日本』など。

―指宿さんが弁護士になったのはどのような経緯があったのでしょうか。

もともと筑波大学の比較文化学類に通っていて、法律には縁がありませんでした。学生運動を潰すためにつくったような大学で、学内に表現の自由がありませんでしたので、自治と自由を求める活動にとりくんでいました。

在学中、そして卒業後もコンビニでアルバイトをしていました。高校生や大学生、パート労働者と組合を立ち上げたのですが、雇い止めにあって裁判になりました。これが労働運動との出会いでした。

その後も労働組合で活動していたのですが、お世話になっていた弁護士が激務で倒れてしまい、労働事件の弁護ができなくなったので組合員のなかから弁護士を育ててみないかと提案されました。

指宿君やらないかと言われましたが、「嫌です、権威的なものになりたくはありません」と答えました。しかし、仲間から権威的ではなく、弁護士バッジをつけた活動家になればいいじゃないかと言われなるほどと思い、司法試験の勉強を始めたのが27歳のときでした。アルバイトをしながら、また中小企業での組合づくりを支援しながら、結局17年目の2005年、44歳になって合格しました。

一弁護士活動のなかで印象的な事件はありますか。

初めてとりくんだ事件が、岐阜の中国人技能実習生のケースでした。まず中国の送り出し機関という組織に多額の費用を払うため、多額の借金を負い、縫製工場で基本給の手取りが2万円程度、残業時給300円程度、ほとんど奴隷のような条件で働かされている人たちでした。それまで日本の中小企業の労働条件の悪さについては十分知っているつもりでしたが、こんなことが日本で起こっているのかと愕然としました。

本人たちは常に硬い表情で、日本人への不信感がうかがえました。3回の労働審判を経て勝利したときにはじめて笑顔をみせ、「日本にもいい人がいることがわかって嬉しい」と言って帰国しました。その言葉をいまも重く受け止めています。

また、茨城の金属メッキ工場で働く30代の中国人男性が寮で死亡した事件では、社長と面会したところ、



残業時間は月30時間以内に収めていると主張しました。しかしほかの実習生に聞き取りをすると、うちの工場ではいっさい残業はない、と答えるのです。これは社長に口止めされているな、と確信しました。

調べると、タイムカードを二重につくっていることがわかったのですが、証拠がない。最終的には遺族が遺品の中からタイムカードのコピーを発見し、そこに、月180時間以上の残業時間が記録されていたことから、技能実習生としては初めての過労死労災が認定されることとなりました。

―こうした活動が評価され、アメリカ政府から「人身 取引と闘うヒーロー」として表彰されましたね。

2013年に移住連の鳥井一平さんが同じ賞を受賞しているのですが、そのときはなんでアメリカという国が日本人を「人身取引と闘うヒーロー」として讃えるのか、私自身よくわからないところがありました。

しかし、鳥井さんに説明してもらったのですが、その背景には人身取引と闘う市民運動の力で立法がなされ、これに基づいて世界の人身取引の状況調査が行われるなかでそういう賞が贈られるようになったという経緯があるのです。

ですから、この賞はアメリカの市民からの贈られた ものだと受け止めています。日本の技能実習生制度の 問題点をひろく伝え、この制度の廃止に向けた助けに なると思っています。そして、鳥井さんにしても私に してもひとりで闘ってきたのではなく、たくさんの仲 間とともにとりくんできたことなので、代表して受賞 したということだと思っています。

―外国人技能実習生制度にはどのような問題があるのでしょうか。

外国人労働者はもともと弱い立場に置かれています。ところが技能実習生制度は外国人労働者の保護を 図るのではなく、むしろその脆弱性に乗じて搾取し人 権を抑圧するものになっています。

日本国内の労働市場の求人求職であればハローワークが行うのが原則で、民間の人材事業者が仲介に入ったとしても、労働者から費用を徴収することは禁じられています。しかし、国境を越えた途端その原則が破られ、労働者から多額のお金を取り、債務労働の状態に陥らせている。

また、送り出し機関は外国人労働者に人権抑圧の ルールを押し付けています。弁護士に相談してはいけ ない、労働組合に加入してはいけない、権利主張を禁 じる条項を何らかのかたちで契約に盛り込んでいま す。さらには妊娠・出産したら強制的に帰国させるな どといった「ルール」がまかり通っています。

こうした中間搾取と人権抑圧が最大の問題点だと思います。日本の受け入れ側である監理団体も送り出し機関と連携して人権抑圧の片棒を担いでいます。また、実習生一人あたり3万円から5万円を企業から徴収するなどして不当な利得を得ていたりするのですが、こうしたブローカーの介入を制限・禁止するどころか、制度のなかに組み込んでしまっています。

私は技能実習制度を廃止してそれに替わる外国人労働者の受け入れ制度をつくるべきだと考えています。 その点、特定技能制度はありうる制度だとは思いますが、現状は欠陥がたくさんあります。特定技能は試験を受けなくてはなりませんが、技能実習を3年行えば試験なしで移行できるというように、技能実習生制度を温存しています。

また、技能実習生制度の反省がまったく生かされず、 ブローカーの介入を禁止していません。実際、日本政府と各国間で2国間の覚書を結んで、送り出し機関を通さないと日本に来られないような制度にしつつあります。しかし、求人求職のシステムが必要ならば2 国間で「ハローワーク」をやればいいだけの話です。

一指宿さんは現在、名古屋入館の収容施設でスリランカ人のウィシュマ・サンダマリさんが亡くなった事件の弁護を行われています。入管制度の問題について教えてください。

入管収容自体が、収容される外国人の生命や人権を まったく考慮していません。考えているのは強制送還 することだけです。医療を行わないことで本人たちが 苦しんで、あきらめてもう帰国しますと言わせるため に、医療へのアクセスを意図的に遮断しているのです。

ウィシュマさんの場合、尿検査で飢餓状態に陥っているのが明らかなのに点滴を行わず、脈拍や血圧も計測できず、ほとんど反応がない状態なのに救急搬送しなかった。私たちはこの事件を殺人罪で刑事告訴しました。名古屋に限らず、2007年以降17人の人びと

が亡くなっています。うち5人は自殺者です。ここ には共通した問題があると考えています。

この間、収容者自身によってハンガーストライキなどが行われるようになりました。仮放免者も在留資格を求めデモなどの活動を始めています。その状況に追い詰められ、入管の権限強化を狙って入管法改悪案を提出してきたのです。

これまでは当事者の声が一般市民に伝わっていなかったのですが、入管法反対のたたかいのなかでメディアにも報道され、市民も声を上げ、当事者と連帯して行動したことが廃案に追い込むことになったし、ウィシュマさんの死の真相究明と責任追及のたたかいへとつながったのだと思います。

―このような外国人政策を変えていくためには何が必要でしょうか。

外国人の人権が守られず、外国人労働者が使い捨てに される状況を生み出しているのは、日本という国家の根 本的な姿勢に根拠があると思います。アジアを侵略し植 民地支配を行ってきた歴史が、在留外国人政策の基礎に なっており、例えば朝鮮半島の人びとを徹底管理するうえ で特高警察が担った業務を引き継いだのが入管でした。

戦後日本は、こうした歴史を総括できていません。 日本政府が自ら反省することはないので、日本の市民 が外国人政策の根本からの転換を迫る運動を行ってい くしかありません。

このままだと、外国人を二流の労働者として日本社会に組み込み、常に差別の対象としていくことになり、健全な日本社会をつくることはできません。本当の意味での多文化多民族共生社会を市民の力で実現することが必要です。

すべての都道府県に外国人住民はいるし、これから も増えていくことは間違いありません。地域社会にお いても外国人労働者の存在なくては維持できないとこ ろまで来ています。その人たちが奴隷のような環境に 置かれている現状を見て見ぬふりをする。そんな社会 で自分たちの人権を侵害されたとき、いったい救われ るでしょうか。きっと見て見ぬふりをされることで しょう。そのことを考えてほしいと思います。

被害にあっている人ほど、みえにくいところにいます。そういう人たちとつながることができるように、ぜひ各地域でとりくみをすすめてほしいと思います。

インタビューを終えて インタビューは 11月 22日でしたが、11月 18日には、東京新聞で、東日本入国管理センターでの警備員によるによるブラジル人(フジナガ・レアル・ジャルデルさん)への暴行事件が報道されていました。

後を絶たない日本の入管収容や技能実習制度に伴う人権侵害の課題は喫緊の課題です。指宿弁護士がまとめた「使い捨て外国人~人権なき移民国家、日本」(出版社・朝陽会)も参考に。

被爆 77 周年、原水禁運動の課題を考える

原水爆禁止日本国民会議 共同議長 金子 哲夫

被爆77周年を迎える今年、2022年の原水禁運動の課題を私なり考えてみたいと思います。

その第一は、2021年1月に発効した「核兵器禁止条約」をめぐる動きです。第1回締約国会議が、3月22日から24日までの3日間、オーストリア・ウィーンで開催されることが決まっています。正式な議題は、まだ明らかとなっていませんが、核兵器の廃棄・廃絶へのプロセス、とりわけ検証問題をどうするのかなどが話し合われることになると思います。これらは、合意を得るのに時間がかかると予想されますが、私が特に関心を持ち早期に具体化してほしい課題は「条約上の義務となっている核被害者の支援・救済」の問題です。

核被害者の問題は、私たち原水禁が長年告発し、 取り上げてきた課題です。1971年に開催された被 爆 26 周年原水禁世界大会に初めてミクロネシアの 代表団が参加し、こう訴えました。「アメリカ軍は、 その所有者であり、そこに住んでいるミクロネシ ア人民を無視して、私たちの多くの島を悪用して いるのです。1940年代と50年代には、ビキニ島 は、原水爆の実験場にされました。ビキニの人々は、 不毛の島に移住させられ、今ではネズミと食糧不 足に苦しんでいます。1954年の水爆実験は、罪の ないミクロネシア人約100名に未曽有の被害をも たらしました。アメリカは、世界的非難を受けて、 彼らのイメージが落ちるのを防ぐために、10万ド ルを支払いました。アメリカの医師たちは、これら の犠牲者たちを治療はせず、水爆の放射能が人体に 及ぼす影響を研究するため"人間"モルモットのよ うに扱っているのです。

この時からすでに 50 年が経過しましたが、核実験被害者は、放置され、補償されていない状態が続いています。広島、長崎を体験した被爆者の高齢化も進んでいますが、核実験被害者の高齢化も進み、被害者の救済は待ったなしの課題となっています。

核兵器禁止条約に背を向ける核保有国であって も、自らが作り出した核被害者を救済する責任は 免れることはできません。締約国会議において、「核 実験禁止条約」の具体化の第一として、この核実験 被害者の方向性が示されることを強く期待します。

日本政府に締約国会議への参加を求めるのであれば、出来もしない「核保有国と非保有国の橋渡し」の役割を担うためでなく、「核被害者救済」のための具体的施策作りで役割を担うことに限定すべきだと思っています。そのためにこそ、参加すべきです。

東電福島原発事故の被害を忘れるな

第二は、脱原発社会の実現に向け確かな一歩を進めることです。東京電力福島第一原発事故からまもなく11周年を迎えます。この時間の経過の中で、福島原発事故で何が起きたのか、今も続く被害の実相が、だんだんと私たちの記憶から薄れていく危惧を抱くのは、私だけでしょうか。

放射能による被害が、長く続くことは、広島、長崎が教えています。広島、長崎の原爆被害の実相が広く知られることとなったのは、被爆から10年後の1955年8月に開催された原水禁世界大会での被爆者の訴えからでした。そして被爆者の放射線被害への不安はいまも続いています。

国や電力会社は、福島原発事故によって「絶対の 安全はない」ことが明らかになったにもかかわらず、 その教訓を学ぶことなく被害を矮小化し、再び「安 全神話」をつくり、原発再稼働を強行しようとして います。汚染水の海洋投棄計画も、地元の声を無視 し、着々と進めようとしています。そこには、被害 者と真摯に向き合う姿を見ることができません。絶 対に忘れてはならないことは、ひとたび事故が起き れば、多くの被曝者を生み出し、故郷を追われると いうことです。

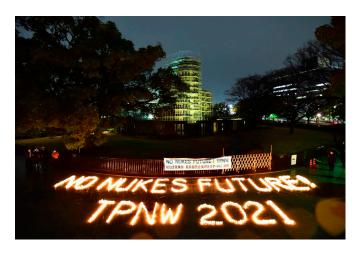
運動の原点は、被害の実相です。広島県原水禁もこれまでに2度「福島現地訪問団」を派遣し、福島の人たちと交流し、現地の視察を行ってきました。原発事故発生から10年となる昨年も、現地訪問を計画しましたが、コロナ禍で実施することができませんでした。今年こそはと思っています。

「被害の実相」を忘れた時、再び過ちを繰り返す ことになります。原発事故被害者の側に立ち、原発 事故被害の実相を空洞化させず、脱原発運動を粘り 強く続ける原水禁運動のために原水禁世界大会福島 大会への参加者が増えることを期待せずにはいられ ません。

若い人たちへの継承

第三は、若い人たちにどう原水禁運動を継承するのかという課題です。だれもが考えていながらなかなか良い方策を思いつかない課題ですが、一つの示唆を、昨年の原水禁世界大会で学ぶことができたと思っています。

2021年9月号の「News Paper」に掲載された「被爆76周年原水禁世界大会」報告の中にこんなくだりがありました。すでに読まれていると思いますが、改めて紹介したいと思います。



「分科会は、参加人数や会場の関係で、2019年までの半数で企画しました。そのため、専門的に細かく扱ってきたテーマをより大枠で考え、講師選定に当たりました。さらに『若手枠』という形で、高校生や大学生など、今後の原水禁運動を担っていく世代に、分科会の報告を依頼しました。今ある問題が『どうなっているのか』の視点だけでなく、『これからどうしていくのか』という、将来に向けた視点を組み入れられたのではないかと思います。同時に、原水禁運動に関わる方々にとって、心強い後輩がいること、これまでと違ったアプローチで運動が進められている報告などは、励ましになったのではないでしょうか。」

この報告のとおりです。原水禁大会のマスコミ報道でも、若い人たちの登場を一番に挙げていましたが、この教訓を原水禁大会だけでなく、日常の運動の中にどう取り入れていくことができるのかが、今年の課題になっていると感じています。

昨年の原水禁大会の登壇者の中に、多くの「高校生平和大使」経験者がいました。広島の分科会で「在ブラジル被爆者問題」の報告者もその一人でした。直接会って話を聞くと、高校生平和大使として国連欧州本部に行った時、在ブラジル被爆者の森田隆さんと出会ったことがきっかけとなり、それ以後2度もブラジルを訪問し、現在大学院の研究テーマとしてとりくんでいるということでした。

私たちが支援している「高校生平和大使」の活動 経験が、こういう形でつながっていることが実感で きたことは、大きな収穫といえます。この経験が今 年の大会にもきちんと継承されることが期待されま す。

判決を迎える「被爆二世裁判」

被爆二世への援護法適用を求めて2017年2月に、広島、長崎両地裁に提訴した「被爆二世裁判」 も5年が経過しました。

長かった裁判も、昨年12月には原告尋問が行われ、今年2月には証人尋問が行われます。そして今

年中には、いよいよ判決が言い渡されます。被爆二世問題の初の裁判ですから、どのような判決となるのかは予断を許しません。私もすべての公判を傍聴してきましたが、原告一人ひとりの自らの「健康不安」だけでなく、親や兄弟の健康状態を含めた訴えは、被爆二世問題の本質を鋭く突くものでした。

日本被団協が、二世問題をとりくまない中で、70年代に入り職域の被爆者組織と共に誕生した被爆二世組織。その後粘り強く「被爆二世への援護」を求めて、対政府交渉などを続けてきましたが、健康診断以外、何の施策も講じてこなかった日本政府の被爆者対策を問う裁判です。2021年7月の「黒い雨」判決によって、今までの政策で切り捨てられてきた被爆者がより幅広く救済されることになっただけに、この裁判の判決が注目されます。

12月に行われた広島地裁での原告尋問が終わった後の報告集会での振津かつみさんの「この裁判は原子力村との戦いです」との発言が強く印象に残っています。振津さんは、この裁判を医学者の立場から支援し続けていますが、同時に福島に何度も足を運び、福島原発事故被害者と共に福島原発事故被害を告発されていますから、この言葉をより重い意味を持って受け止めています。

ネバーギブアップ

昨年10月24日に、日本被団協代表委員で広島 県被団協代表委員の坪井直さんが、永眠されました。 心からご冥福をお祈りします。

坪井さんは、被団協の活動だけでなく原水禁の様々な活動に参加されました。在朝被爆者問題での訪朝、フランスの核実験被害者との交流、スミソニアン博物館のエノラ・ゲイ展示に抗議するための訪米などなど。

その坪井さんは、20歳の時にあった原爆によって死の淵をさまよい、多くの人々の助けによって生きることができた自らの被爆体験をもとに、「他の誰にもこんな思いをさせてはならない」という強い思いで核兵器廃絶を内外に訴え、被爆者援護の推進など被爆者運動の先頭に立って全力を尽くしてこられました。

「ネバーギブアップ」は、その坪井さんが、被爆 証言、講演の最後に必ず口にされた言葉です。

「ネバーギブアップ」この精神を引き継ぐ決意を 新たにする2022年です。 (かねこ てつお)

原水禁「日米英国際シンポジウム」を開催します。 2022 年2月7日(月)22:00 ~ 24:00 You Tube・原水禁チャンネルをご覧ください。

COP26 と問われる日本の石炭火力の方針

桃井貴子(気候ネットワーク東京事務所長)

2021年10月31日から11月13日までの2週間、英国グラスゴーで国連気候変動枠組条約第26回締約国会議(COP26)は開催された。2015年に採択されたパリ協定では、気温上昇を産業革命前に比べて2度を十分に下回り、1.5度をめざすことが目標とされている。しかし、世界中で異常気象が発生し、気温上昇が加速する中、危険な気候を回避するためには、2度ではなく1.5度に抑える必要があるという認識が広まりつつある。いかにこの10年の世界的なとりくみを加速できるか、会議の動向が注目された。

はじめて踏み込んだ石炭の削減

気候変動に関する政府間パネル(IPCC)の 1.5 度特別報告書によれば、気温上昇を 1.5 度で抑えるには、2010年比で世界全体の温室効果ガスを 2030年までに 45%削減、2050年までに実質ゼロにする必要がある。しかし、COP26 直前に発行された国連環境計画(UNEP)の「排出ギャップレポート 2021」では、2030年までの各国の削減目標を追加的に 250~280億トンという膨大な削減量を追加しなければ目標に届かないことが示されている。大幅削減の鍵を握るのは化石燃料からの脱却だ。今回、会議のホスト国は、脱石炭国際連盟(PPCA)をリードし、石炭火力からの脱却を各国に促してきたイギリスであり、石炭をめぐる動向も注目された。

結論から言えば、最終日に議決されたグラスゴー気候協約(Glasgow Climate Pact)では、「気候変動の影響は、1.5度の気温上昇の方が2度の気温上昇に比べてはるかに小さいこと」を認め、「気温上昇を1.5度に制限するための努力を継続すること」が決意された。また、「世界全体の温室効果ガスを迅速、大幅かつ持続可能的に削減する必要があること」や「この決定的な10年における行動を加速させる必要がある」ことも合意された。

さらに、この協約では、「排出削減対策の講じられていない石炭火力発電(unabated coal power)の削減(フェーズダウン)」を加速する必要性が言及された。日本のメディアは、「全廃(フェーズアウト)」ではなく「削減(フェーズダウン)」になったことをことさら強調したが、COPの合意文書では初めて石炭の削減に踏み込んだ文書が盛り込まれた意味は大きい。

なぜ日本は化石賞を受賞したのか

さて、開催2日目の首脳会合に出席した岸田首相は、スピーチの冒頭でこう述べた。「目標の達成に向け、この10年が勝負です。高い野心を持って、



共に全力を尽くしていこうではありませんか」と。 しかしその内容は、「この10年が勝負」や「高い 野心」とはほど遠く、脱石炭や脱化石燃料に一言も 触れることはなく、石炭火力の温存や延命を意味す る「ゼロエミ火力」の宣言だった。そして今後、「ア ジア・エネルギー・トランジション・イニシアティ ブ」を通じて、アンモニアや水素に資金を投じ、ア ジアで展開することを表明した。水素やアンモニア の問題は気候危機を解決するものではないというこ とだ。第一に CO2 の排出だ。水素の製造は、原料 となる化石燃料(石炭、石油、天然ガス)を電気分 解して製造する。さらにアンモニアにするためには、 水素と窒素に大量のエネルギーをかけて合成する。 製造段階・輸送段階での CO2 排出が大きい。 第二に、 火力発電で使うことが実用化していない。現状の実 証試験の混合率は石炭火力にわずか 0.02%である。 「この10年」の取り組みの強化には間に合わない。 それゆえ、岸田首相のスピーチは、日本の化石賞受 賞の理由となった。

COP26 開催中、イギリスがエネルギーデーと位置づけた 11 月 4 日、46 か国と EU が脱石炭火力の声明に賛同し、先進国では 2030 年代に全廃することを宣言した。先進国のみならず、これまで石炭火力を重視したインドネシアなど途上国もこの声明に参加している。大きく脱石炭と舵を切る国が増え、石炭が大きなトピックスとなった COP26 だったが、日本政府が終了後に公表した報告では、石炭をめぐる議論について一切触れられていない。「目標の達成に向け、この 10 年が勝負です。高い野心を持って、共に全力を尽くす」ならば、まず石炭火力を 2030年までに全廃を表明し、その道筋を描くことが不可欠なはずだ。

COP26 の直前に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」は、2030年の電源構成で石炭を19%も残すというものだ。世界からまた大きく後退した日本の石炭延命政策が改めて世界の嘲笑を受ける結果となった。早い舵切が必要だ。 (ももいたかこ)

第 49 回衆議院選挙の結果と当面の課題

フォーラム平和・人権・環境 事務局長 竹内広人

昨年10月31日に投開票が行われた第49回衆 議院選挙は、私たちの運動にとって、極めて厳しい 結果となりました。

自民党は、改選前の276議席から若干下回ったものの261議席を獲得し、国会を安定的に運営できるとされる「絶対安定多数」を単独で確保する結果となりました。公明党の獲得議席32議席をあわせると293議席で、3分の2の310議席は下回りましたが、改憲勢力である日本維新の会が改選前の11議席から大きく伸ばし、41議席を獲得する結果となったことにより、自公とあわせて334議席と3分の2の310議席を大幅に上回る状況となっています。このため、にわかに憲法改悪が、現実味を帯びた状況となりました。

立憲野党は、野党第一党の立憲民主党が改選前の109議席を大きく下回る96議席の獲得にとどまり、選挙前の議席数を減らす結果となりました。今回、立憲野党は野党共闘を進め、217の選挙区で、与野党対決の構造がつくられました。この結果、小選挙区において、立憲野党は62議席を獲得、11議席伸ばしたものの、32の選挙区においては1万票以内で競り負けるという、不十分な結果におわりました。また、一方、比例代表においても、立憲民主党は改選前の62議席を39議席と大幅に減らす結果となりました。比例代表の立憲民主党の得票自体もほぼ横ばいで、国民民主党の一部や社会民主党の一部と合流したことを考えれば、その統合効果は不十分であったと言わざるを得ません。

「野党共闘」に対する批判がメディア等でされています。しかし、現在の、小選挙区 289 比例代表 176 という、小選挙区中心の選挙制度のもとでは、小選挙区での勝利なくして、多数派は形成できません。実際、小選挙区で勝ち抜く共闘の方式は、すでに自民党、公明党が実現しています。今回の野党共闘は、初めての野党側からの、これに対抗する、枠組みの提示でした。与党と 1 対 1 の構図をつくって、国民に選択肢を提示する手法自体は、今の選挙制度の下では間違いではなく、むしろ必然です。

実際に、野党共闘が成功した選挙区では選択肢を示すことに成功し、投票率も向上していることをふまえれば、その戦略的有効性は明らかです。今後は、政党も、そして私たち運動体も、多様な意見を統合し、大きな塊としていく能力を身につけなければなりません。そうでなければ、今の「安倍一菅一岸田」と続く政治をかえることはできません。今後に向けて、野党共闘の手法をさらに成熟させていくことが求められています。

むしろ問題は、立憲野党や私たちの政策の全体像が、今の政治に様々な疑問を感じている人々の理解や共感を十分に得られなかったところにあります。前回の衆議院選挙に続き、今回の投票率も戦後3番目に低い55.93%だったことが報じられています。有権者の半数近くが投票に行かず、投票に行った5割のうちの約3割が、自民党、公明党、日本維新の会に投票。残りの2割が立憲民主党や日本共産党をはじめとした立憲野党に入れている構造は、前回の衆議院選挙から変わりません。投票率の低下、特に、若者の「政治離れ」は顕著であり、民主主義そのものが危機に陥っている状況です。

政党の側の問題だけではありません。私たちの運動も、投票に行かない5割の人たちに、どれだけ訴えかけるような努力ができているだろうか、仲間内の運動で自己満足に終わっていないだろうか、今回の選挙結果はこのような課題を私たちにもつきつけています。安倍・菅政治の点検・評価と、それに代わるべき社会像のあり方について、やはり、選挙に行かなかった5割の人たちに、訴えが届かなかった。今後、私たちも、投票に行かない5割の人たちを意識しながら、どのようにしたらより多くの人々の共感を得られることができるのか議論をしつつ、運動を広げていく必要があります。

さて、この選挙結果によって、憲法改正に向けた 動きが、にわかに活発になっています。自民党、岸 田総理は、「憲法改正推進本部」の名称を「実現本部」 に改め、「国会でしっかり議論し、憲法改正の発議 ができるようにする」と発言しています。また、茂 木幹事長の話として、「緊急事態条項」の創設を優 先的にめざす方針であることも報道されています。 これに加え、日本維新の会と国民民主党は、衆参両 院の憲法審査会を毎週開催するよう与党に求めるな ど、ここから先、国会において、憲法改正議論が急 ピッチで進む可能性があります。

しかし、この間の「改正国民投票法(改憲手続法)」 改正の議論を踏まえれば、欠陥法である国民投票法 の、附則4条に定められた事項が解決されない限り、 「憲法改正国民投票」は法的に許されません。CM・ ネット規制の問題や、政党への外資規制の問題、ま た、運動資金の透明化など、解決しなければならな い問題が数多く残されています。当面、私たちはこ の「改正国民投票法(改憲手続法)」の欠陥をひろ く周知し、その見直しを求めていかねばなりません。

しかし、衆議院では圧倒的に改憲勢力が多数であり、憲法審査会が開催され、改憲議論が進むことは必至です。この状況の中では、「改正国民投票法(改

憲手続法)」改正の議論がわきに置かれ、自民党の 改憲四項目など、改憲の中身自体が議論される可能 性もあります。このような今、必要なのは世論の力 です。私たちは、憲法改正自体について、現状にお いて、憲法第9条の改正を行うことは、東アジア地 域の平和と安定にとって、有害無益であること、ま た、「緊急事態条項」の危険性などを、広く訴えて いく必要があります。

国会は数の論理で動きます。今後、最悪、憲法発 議がされることも覚悟しておかねばなりません。し たがって、今後の私たちの運動は「憲法改正国民投 票」が行われる事態も想定せざるを得ません。その 時、そこで勝ち抜くためには、「投票に行かなかっ た5割」の人たちも含めて、私たちの訴えをどれだ け広めていけるか、このことがポイントになってく ると思います。

状況はかなり困難になってきていますが、あきらめるわけにはいきません。私たちは引き続き、10年近くに及ぶ「安倍一菅政治」、それを継承する岸田政権と対峙して、憲法改悪を許さず、立憲主義、民主主義を立て直すとりくみを、粘り強く進めていきましょう。 (たけうちひろと)

(本の紹介)

「靖國神社と聖戦史観」

内田雅敏著 藤田印刷エクセレントブックス

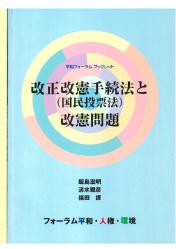
強制連行や強制労働とともに靖国問題について長くとりくんでこられた内田雅敏弁護士の、集大成ともいえる著作と感じました。

内田さんが指摘する通り、靖国神社の根本思想は日本の近・現代におけるすべての戦争は正しい戦争、「聖戦」であったとする聖戦史観であり、第二次大戦の指導者として多大な惨禍を招いたA級戦犯を祀るのも当然とするものです。先の大戦が他国に「多大の苦痛と損害を与えた」ことを認め「おわびと反省」を原点に国際社会に復帰した日本政府の公式見解、および不戦を誓った現行憲法の理念と靖国の思想はまったく逆のものといえます。

ではなぜ靖国を無くせないのか。「靖国を反社会的な破棄対象としてしまうと、素朴な感情から靖国への参拝を続ける人びとを完全に向こう側に追いやってしまうのではないか」という声をどう考えたらいいのでしょうか。軍国主義者でも戦争賛美者でもない遺族が戦死者を悼む場所は、靖国しかないという実情があります。

内田さんは国が追悼施設を創らず一宗教法人にす ぎない神社に戦死者の追悼を「委ねて」きた怠慢を 批判しつつ、「戦後の平和護憲運動が『平和憲法』





平和フォーラムブックレット

『進行する自衛隊配備強化と市民監視』

内容 南西諸島への自衛隊配備 / 遠征前進基地作戦 (EABO) とその訓練

重要土地等監視及び利用規制法ほか

定価 100円(送料別)

『改正改憲手続法(国民投票法)と改憲問題』

内容 公選法並び7項目の改正改憲手続法に関する 問題

> 改憲手続法の根本問題欠陥 憲法改正国民投票法は問題だらけ!ほか

定価 100円(送料別)

の下、戦没者と真摯に向き 合うことを十分にはせず、 靖国聖戦史観との対峙を回 避してきた」と指摘します。 敗戦によって「自由・権利」 を享受するようにな様々なの 後社会は、一方で様々なの 域において戦前と戦後の 短において戦前を戦後の 短において戦がずに今日に 至っており、沖縄の米軍 地も「日の丸・君が代」の 強制も同様であることに 強かされます。



内田さんは靖国問題の解決のために、全ての戦没者の為に無宗教の国立追悼施設を創り、死者の声に真摯に耳を傾けることが必要としつつ、ただしそこでは「戦没者を称えたりしてはならない。その瞬間に戦没者の政治利用が始まり、戦没者を生み出したものの責任が曖昧にされる」ということも併せて訴えます。今なぜ靖国と思う方もいるかもしれませんが、立憲主義を軽視し、安保法制など戦争に向けた動きが強まる昨今、靖国問題もそこに深く繋がっています。韓国でも出版される予定だとか。1人でも多くの人に読んでいただきたい本だと思います。

(田中 直樹)